

令和7年度 第1回向日市地域包括支援センター運営協議会要点録

1 日 時：令和7年8月1日（金） 午後3時から午後4時まで

2 場 所：永守重信市民会館 2階 第2会議室

3 出席者

(出席) 清家委員、坂根委員、若江委員、岡本委員、高桑委員、岡田委員、乾委員、

大森委員

(以上8名)

(欠席) 久保委員

(事務局) 柴田部長、内海係長、中村係長

木村北地域包括支援センター長、村上中地域包括支援センター長、

重田南地域包括支援センター長

(傍聴者) なし

4 議 事

(1) 令和6年度向日市地域包括支援センター事業実績報告について

(2) 令和7年度向日市地域包括支援センター事業方針について

5 資 料

資料1 「令和6年度向日市地域包括支援センター事業実績報告」

資料2-1 「令和7年度向日市地域包括支援センター事業方針」

資料2-2 「向日市地域包括支援センター運営基本方針」

6 内 容

議事(1) 令和6年度向日市地域包括支援センター事業実績報告について

・事務局から、令和6年度の地域包括支援センター事業実績について説明を行った。

【質疑回答・意見要旨】

委員 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業に関して、委託作成分と包括作成分について、もう少し具体的に説明していただきたい。包括作成分は、各包括支援センターだと思われるが、委託作成分は、どこに委託しているのか。理由も合わせて教えていただきたい。

事務局 要支援認定のプランを受けてくれるケアマネジャーは少ないが、例えばご夫婦で介護認定を受けており、要介護認定の夫と要支援認定の妻の場合、ケアマネジ

ヤーが2人自宅に入ることになってしまうため、こういった場合に、夫のケアマネジャーが契約している事業所にお願いし、一緒に担当していただくことがある。また、どうしてもと被保険者に言われて、居宅介護支援事業所に受け持つてもらうこともある。件数で見ると、地域包括支援センターは2,000件以上超えているが、委託の部分は350件程度しかなく、受けていただけない。どこに委託しているかというと、向日市内もだが、近隣では南区や西京区、長岡京市等受けてくださるところにお願いしている。

委 員 北地域包括支援センターのケースでは、任意後見制度の説明をされている。なぜ、任意後見制度を勧めたのか。

事務局 対象の90歳の男性の方が、認知症の診断がついていないこともあり、今後を踏まえて認知症になった後、支援が進められるようにという観点で、任意後見制度を案内した。

委 員 任意後見制度は、ご本人が、この人に自分の後見人になってもらいたい、そのような人を最初から選び、そして後見人になるというシステムである。ご本人が将来的に自分のことが心配だから、自分の頼りになる人を見つけて、その人を選んだ公正証書で、公証人役場に行き、そして申し立てる。最初から第三者が、ご本人に任意後見制度を勧めることは、少し話が違うのではないか。今、本人は認知症ではなく、今後、保佐、補助または、後見となる可能性がある状態だ。すぐに任意後見を第三者が勧めることは、少し話が違うように感じる。

事務局 このケースに関しては、同居の次男がおり、別居の長男との折り合いが悪い状況で、いろいろな金銭的課題があり、地域ケア会議を担当のケアマネジャーが開いて欲しいということで開催した。

委 員 このご本人は、任意後見制度の費用負担に不満があり、進展しないと書いてある。そのため任意後見制度にあまり乗り気ではない。財産分与で揉めており、次男にお金を残していくたいという思いや、長男との折り合いが悪いというところかと思う。そういった場合は、法律の規定には、相続権の廃除の規定がある。家庭裁判所に申立をする方法や遺言書に記載する方法がある。そういう話を、ご家族で具体的な話をする。このような法律の規定があると話して、預貯金を扱っている息子に、場合によっては、相続権の廃除となる可能性があるため、扶養義務を果たすことについて話をすることも考えるべきではないか。

事務局 今ここで報告書に落とし込んでいるのは、実際にそのような経過を辿ったとい

う報告であり、その時々の状況で判断をしている。ただ今委員からいただいたアドバイスを踏まえて、いろいろな選択肢や視点を持ちながら対応していきたいと思う。

委 員 地域包括支援センターは、社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーといった専門職がいるが、そういった専門的な知識を持った方でもなお、苦労の多い仕事と理解している。

会 長 ケースの個別事例の検討に入ってしまうと、議事として進まない状態になってしまふが、委員の言っておられるところは重要だと思う。ケースの出し方というところも、今後見直した方がいい。

議事(2)令和6年度向日市地域包括支援センター事業方針について

- ・事務局から向日市地域包括支援センター事業方針について説明を行った。
(資料 2-1、2-2)

【質疑回答・意見要旨】

会 長 向日市には、地域支援コーディネーターは何人おられて、どのような活動をされているのか具体的に教えていただきたい。

事務局 本市には地域支援コーディネーターが1名いる。自治体によっては、市全体を見る方として1名、各地域を見る方として各地域ごとに1名というパターンがあるが、本市の場合は、市域がコンパクトであるため生活支援コーディネーターは1名配置としている。

主な仕事としては、地域資源という言い方を用いるが、地域を盛り上げていこうという思いを持っていらっしゃる方々を発掘する、つなげるというもの。

最近の例で言うと、居場所づくりとして、男の料理教室というサロンの立ち上げを支援した。料理に関心はあるものの、これまであまり料理に取り組んだことがなかった方同士で気兼ねなく参加できるとして、盛況である。

会 長 社会的孤立やひきこもりの方々が多い状況で、今、サードスペースを作っていくことが非常に大事かと思う。地域支援コーディネーターの方はそういうところでキーパーソンになっているという理解でよろしいか。

事務局 おっしゃる通り。

委 員 地域包括支援センターの業務に関してだが、向日市全体でケアマネジャーや居

宅介護支援事業所が減る状況で、地域包括支援センターの業務がひっ迫している。生成AIを使った効率化等を図っていきたいと思っている。取り扱いについてのマニュアルがあれば、もう少し業務が改善していくのではないかと思っているため、その点も考えていただきたい。

事務局 デジタルの活用は効率化のために欠かせないと思っており、国でも積極的に推進されている。生成AIのマニュアルについては今のところ見たことがなく、委員がおっしゃるように、何に、どこまでなら活用してよいのかの見極めは難しいところであると思うので、国の動き等を注視していただきたい。

会長 介護予防サービスや福祉サービスに関する相談が多いが、定型的な相談であればチャットボット等で対応できることもあるのではないか。生成AIはまだ少しハードルが高いかもしれない場合は、チャットボットから始めるということもいのではないかと感じた。

今、オンラインショッピング等のサイトでもチャットボットを活用したサービスがどんどん出ており、そこで情報を取得できる状態だ。今、60歳ぐらいの方も多くの方がスマートフォンを使っているというデータが総務省から出てきている。それを地域支援コーディネーターの方で、デジタルディバイドをなくすという研修をやってみることにつなげていくという考え方もあるのではないかと思った。

会長 他に質問や意見はありますか。

委員 居宅介護支援事業所が減っているという話があったが、実際、介護保険の各事業所は大変なことになっているのではないかと懸念している。去年、訪問介護事業所の収入がとても激減し、また参議院議員選挙にて消費税を減らせという話があり、これから社会福祉のための財源が減少し、一方で高齢化社会はどんどん進んでいき、今後どうなっていくのか不安だ。

委員 資料1の地域包括支援センターへの相談者について、その他にはどういったものが含まれるか教えていただきたい。

事務局 隣人トラブル等である。